

令和7年12月16日宣告

令和7年（わ）第104号、第115号

被告人Aに対する入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害、加重収賄被告事件、被告人Bに対する公契約関係競売入札妨害、贈賄被告事件及び被告人Cに対する公契約関係競売入札妨害被告事件

### 主 文

被告人Aを懲役2年に、被告人Bを懲役1年6月に、被告人Cを懲役1年に処する。

この裁判が確定した日から、被告人Aに対し4年間、被告人B及び被告人Cに対し3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

被告人Aから金10万円を追徴する。

訴訟費用は、被告人Aの負担とする。

### 理 由

(罪となるべき事実)

被告人Aは、いわき市水道局工務課工務第一係技術主任（当時）として、配水施設に係る建設改良事業に関する職務に従事していたもの、被告人Bは、福島県いわき市（住所省略）に本店を置く土木工事業及び管工事業等を目的とする株式会社Dの代表取締役として、同社の業務全般を統括していたもの、被告人Cは、同社の専務取締役として、同社が入札する公共工事の設計額の積算及び入札等の職務に従事していたものであるが、

第1 被告人Aは、令和6年1月18日に同市が執行したE配水管改良工事（以下「本件工事」という。）に係る一般競争入札に関し、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、前記B及び前記Cと共謀の上、令和5年12月19日頃、福島県いわき市内において、前記Bに対し、同入札の秘密事項であり、同入札の最低制限価格

を算定する基準となる直接工事費等の金額を電話で教示するとともに、同月29日、同市（住所省略）所在の前記D事務所社長室において、前記Bに対し、同入札に関する秘密事項であり、前記直接工事費等の内訳金額等が記載された金額入り設計書を交付し、令和6年1月17日、前記Dに、電子入札システムにより、最低制限価格と同一額である4609万7685円（税抜き）で入札させ、よって、同月18日、前記Dに本件工事を落札させ、もって入札等に関する秘密を教示するとともに、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

第2 被告人B及び被告人Cは、前記Aと共謀の上、本件工事に係る一般競争入札に関し、令和5年12月19日頃、福島県いわき市内において、前記Aから、同入札の最低制限価格を算定する基準となる直接工事費等の金額を電話で教示を受けるとともに、同月29日、前記第1記載のD事務所社長室において、前記Aから、前記直接工事費等の内訳金額等が記載された金額入り設計書の交付を受け、令和6年1月17日、前記Dに、電子入札システムにより、最低制限価格と同一額である4609万7685円（税抜き）で入札させ、よって、同月18日、前記Dに本件工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

第3 被告人Aは、本件工事に係る一般競争入札に関し、前記Bに対し、同入札の秘密事項であり、同入札の最低制限価格を算定する基準となる直接工事費等の金額を電話で教示するとともに、同入札の秘密事項であり、前記直接工事費等の内訳金額等が記載された金額入り設計書を交付して職務上不正な行為をしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和5年12月29日、前記第1記載のD事務所社長室において、前記Bから現金10万円の供与を受け、もって自己の職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を收受した。

第4 被告人Bは、令和5年12月29日、前記第1記載のD事務所社長室にお

いて、前記Aに対し、前記第3記載の趣旨の下に現金10万円を供与し、もって前記Aが職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を供与した。

(量刑の理由)

被告人らに共通する本件公共工事に関する競売入札妨害は、市職員たる被告人Aが、その職務上知り得た本件工事の最低制限価格を算定する基準となる直接工事費等の正確な金額を、管工事会社の代表者である被告人B及び同役員である被告人Cに教示し、現に同社が落札を成功させたというもので、本件が入札の公正やそれに対する社会的信頼を害した程度は大きい上、常習性も認められる悪質な犯行である。

被告人Aは、被告人Bの依頼に応じ、公務員としての立場を利用し、見返り欲しさに入札の秘密事項を教示して入札の公正を害した上、その謝礼として現金10万円の賄賂を收受しており、公務に対する信頼をも大きく害した。公務の公正や公務への信頼より自己の利益を優先させ、安易に本件各犯行に及んだその意思決定には厳しい非難が妥当する。

被告人Bは、多額の負債を抱える自社の存続のために確実に公共工事を受注したいなどという身勝手な理由から、被告人Aに設計金額等の教示を働きかけ、教示を受けた設計金額等を被告人Cに伝えて入札させ、現に工事を落札させた上、贈賄行為にも及んだもので、入札及び公務の公正や公務に対する信頼を害することへの抵抗感や規範意識の乏しさは顕著である。被告人Cは、被告人Bに従うままとはいえ、会社の積算・入札担当者として、教示を受けた設計金額等を基に自ら本件工事に入札するという重要な役割を果たしている。

以上に加え、賄賂の金額は多額とまではいえないこと、被告人らがいずれも反省を示しており、前科がないことに加え、被告人Aについては25万円の贖罪寄附を行ったほか、当然の結果とはいえ懲戒免職処分を受けたこと、被告人B及び被告人Cについては会社が一定期間の指名停止処分を受けたことなどを併せ考慮し、各被告人の刑事責任に見合う刑として、それぞれ主文の刑を科し、その刑の

執行を猶予することとした。

(求刑：被告人Aにつき懲役2年及び主文同旨の追徴、被告人Bにつき懲役1年6月、被告人Cにつき懲役1年)

令和7年12月17日

福島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 島 田 環

裁判官 遠 山 敦 士

裁判官 小 沼 友 美